

厚生常任委員会

平成25年3月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○宮崎 和彦	吉野 俊明
中西 和夫	辻 善次	里川宜志子
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	中原 潤
国保医療課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	田口 昌孝
健康対策課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	増井つゆ子
環境対策課長	栗本 公生	同 課 長 補 佐	井上 究
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	清水 昭雄
同 課 長 補 佐	鎌田 裕之		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 宮崎委員、里川委員

委員長

こんにちは。

それでは、全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会いたし、本日の会議を開きます。

はじめに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、宮崎委員、里川委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案について、（1）議案第1号 斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、議案第1号、斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例について、ご説明させていただきます。まず、議案書を朗読いたします。

（議案書朗読）

健康対策
課長

本議案の内容につきましては、去る2月19日に開催されました当委員会でご説明いたしました内容と同様であります。

末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。

斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例（要旨）、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）が公布されたことから、法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、斑鳩町新型インフルエンザ等対策

本部条例を制定するものであります。

主な制定内容であります。①組織（第2条関係）は、①対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。②本部長は、町長とし、対策本部の事務を総括する。③副本部長は、副町長及び教育長とし、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。④本部員は、消防団長及び町長が任命する町職員とし、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事すると規定しております。

②会議（第3条関係）では、①本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。②本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができるとしております。（3）部（第4条関係）では、①本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。②部に属すべき本部員は、本部長が指名する。③部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。④部長は、部の事務を総理すると規定しております。

施行期日ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法は公布の日から1年以内に施行することとなっており、まだ、施行されていないことから、この条例は、法の施行の日から施行することとしております。

なお、制定条文の説明につきましては、省略させていただきます。

また、斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定に伴いまして、斑鳩町新型インフルエンザ対策本部設置要綱を廃止するものであります。

以上で、斑鳩町新型インフルエンザ等対策本部条例についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員

この、対策本部をあくまでも設置するという、この町の条例に対しましては、私自身は異議を唱えるつもりがございませんが、ただし、この新型インフルエンザ等対策特別措置法が、国会の議論になったときには賛否があったと思います。その賛否のなかにおいて、条例つくること自体は別に異議はございませんが、この本部が実際に動くっていうときに、これらが国会の時点で議論になってた内容について、私は少々心配があるなということで質問をさせていただきたいと思うんですけども。あくまで、この本部員は、消防団長と町の職員とで構成されているということなんですけれども、施設の管理者であったり、また集会をする、その集会の主催者について、どのような本部との関係、どんなふうな関係になるのか、そしてまた、制限をする場所であったり、期間であったり、こういうことはどういう基準で決められていくのか。そういうのが、ある程度この本部を、本部の条例つくる上においては、ある程度のものを想定されているのではないかな、また、想定してほしいですからね。そういうところが、どういうことになっているのかなというのが、気になっているところなんですけど、いかがでしょうか。

健康対策
課長

今、施設等の制限に関しましては、施設の具体的な内容につきましては、今後、政令で規定をすると、で、人の接触状況等を考慮して、そういったものの対策を講じていくということになっています。この特別措置法につきましては、すべてがそういった形で動くのではなく、そういった状況を勘案して、柔軟に対応する必要があるということで、中間のまとめでもそういったことが出てきております。この特別対策措置法の第5条におきましても、基本的人権というところで、尊重ということがのってございまして、やはり人命を最優先いたしますけれども、それを対策を講じるときは、できるだけ、そういったものに配慮しながらやっていくということにもなっておりますので、すべてが究極にそう制限を加えるというものではないというふうに理解しております。それで、今後、国が行動計画を策定しますので、それを県の行動計画を策定して、町もそれに沿った形で策定をし、どのように行動していくかというのもそこ

で示していくことになるのではないかとこのように考えております。

里川委員

今、示されている中では、今の課長の答弁が最大級の答弁であろうというふうには思っております。ですから、今、答弁していただいたように、一定、集会などの主催者などの意見も聞けるのかどうか、そして制限する場所や期間についても、どういう基準でもってそういうことをするのかということについて、今、状況によるとおっしゃられました。ただし、状況によるという不確定なものであれば、逆に言えば、無限定っていう考え方もできるんですよね。なかなか、そこが難しいところなんです。非常に私は難しいなと思っているところです。で、何よりも、今、課長がおっしゃられた、人権の尊重した、そして、それらのいろいろな行動、活動を尊重した形でやっぱりやっていくということも重要です。ですから、今後、一定の基準であったり、そして集会などを行う場合の主催者、そして、その施設を管理する、対策本部には入っていない、その施設の一番上位の責任者ですね、そういった人の意見も聞きながら、対策本部での議論が慎重に行われたと、そして、慎重に行われて、それが透明化されているということが私は非常に重要ではないかなというふうに思っております。そうでなければ、町民の皆様の理解や納得というものは、そして協力ですね、は、なかなか得られないのではないかなと、あまり拙速に進められたら結果としてまずい結果、町としてもマイナスになるような結果になるのではないかな、こういう心配をしておりますので、今後、対策本部を運用していかれる時点におかれましては、今申しあげたようなことも十分気をつけていただいで行っていただき、町民の皆さんの理解を得ながら進めてほしいということ、要望として申しあげておきたいと思っております。

委員長

他に何か、質疑はございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第7号 斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長 それでは、議案第7号、斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてでございます。まず議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

福祉課長 本議案の内容につきましては、前回の本委員会で説明いたしました内容と同様でございますが、本日改めて末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますと思います。

(要旨朗読)

福祉課長 なお、条例本文、新旧対照表の朗読等については、省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、斑鳩町立保育所設置条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくご審議いただいたうえ、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

里川委員。

里川委員 2月の委員会するときにも少し申しあげておりましたけれども、2月半ばでまだ保留、4月からの入園の状況が保留というようなことがあって、そしてまた、もう既に断れた方もあるという中で、この議案が出てきて、定員をこういうふうに変えますよということで。実態に応じてこういうふうに変えるということだったんですが、保育士の確保、そしてまた4月からの入所について、きちっともう確定はしているのでしょうか。それとともに、待機児童というのはどうなっていますでしょうか。

福祉課長 4月スタートするにあたりましての保育士につきましては、確保いたしました。既に、それぞれの、たつた・あわ、それぞれで受入をさせていただく園児についても確定をいたしているところであります。ただ現在、1歳で3人、それから2歳で4人の方が希望されておられますけれども、入所をさせていただくという状況でございます。ただし、1歳の3人につきましては、全員があわ保育園での入所を希望されておられますけれども、たつた保育園での1歳に空き状況がございますので、たつたでは受入れが可能ではございますけれども、すべて、あわを希望されて待つておられるという状況でございますので、町立保育園としての待機につきましては2歳児で4人というのが現状でございます。

里川委員 わかりました。それで、もちろん実態に応じて、こういうふうに変えようというのには当然ですし、やっていただいたらいいかとは思いますが、保育士の確保に難儀してて、なかなか保護者の方に、大丈夫ですよとか、ちょっと今年無理ですよとか、そういうご返事をするのが遅なるというような、こういう状況が、ちょっと私は今後も心配だなというふうに思っているんですが、そこで、最近きちっと聞いていなかったんで、一度聞かせてもらいたいと思っております。あわ・たつた保育園で正職、臨時職員、またはパートで採用している保育士の数を、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

福祉課長 この平成25年度の保育士の配置、現段階での予定配置数の予定でございますけれども、まず、たつた保育園、1日勤務ですけれども、正職で9名、臨時職員9名、合計18名でございます。で、半日勤務、午前だけの勤務というものが臨時職員で2名でございます。

次に、あわ保育園ですけれども、1日勤務は、正職が12名、それから臨時職員が18名です。ただし、正職員12名のほかに、育児休業を取っているものが2名ございます。ですんで、この2名が25年度は復職の予定はないんですけれども、これが復職したならば、臨時職員は16名ということになるということをご了解いただきたいと思います。それと、半日勤務は、あわで臨時職員4名でございます。

里川委員 ついでですので、聞かせていただきますが、半日勤務の方っていうのは、臨時職員さんという形で今おっしゃいましたけれども、これはパートとしての給料の出し方ではないんですか。どういう形での採用になっているんですか。

委員長 乾住民生活部長。

住民生活部長 当然、臨時職員という形でございますけれども、時間が短時間と申しますか、1日のフルタイムではなくて半日。ですから、時間給で来ていただいているという形でございます。

里川委員 わかりました、それとですね、あわ保育園も調理室大きくしていただきましたし、給食も委託すると、人数も230名、これ、たつたと合わせましたらね、とても大きな人数になってくると思うんですが、栄養士の配置についてなんですけれども、今、斑鳩町では各小学校にも栄養士の方を配置するという手立てを取っていただいております。それについては、町の努力というのは、私も認識はさせていただいておりますけれども、以前にですね、栄養士の考え方をお聞きしました時に、たつた保

育園が給食委託されたときに、臨時の栄養士を採用して置いたと、今後どうするんですかと、たつたも、あわも大きくなって給食委託もするしということの中では、以前にお聞きした分では、生き生きプラザ、保健センターの方に詰めていただいている栄養士である佃田さんが兼務をするというのか、あわ保育園も見ながらというようなことをおっしゃってたんですけれどもね。私としては、その点につきましては、今まさに団塊の世代の人達が退職をされて増えてきている、一般質問でも申しあげました食生活について、またいろんな企画やっただいて、生き生きプラザで、まあ言わば、保健センターが専属でそういうことを、食推さんの取りまとめであったり、いろんなことを専属でやっていただきたいというのは、私は、それは医療費が高騰してきている中ででも非常に重要なことであると思っておりますし、ですから、保育園ももう明らかに350人ほどの園児を抱えてくるとなりますと、西小学校の生徒数とあまり変わらないような人数になってきているんですよ、もう。ですから、保育所は保育所としての栄養士というような採用の仕方というんですか、そういう形を取るべきではないのかなというふうには思っているんですけれども、その辺についての考え方をもう一度きちっとお聞かせいただきたいなと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 以前からもお答えさせていただいておりますように、まずたつた保育園、民間委託する前は、佃田さん、もう名前出して悪いですが、佃田さんが両保育園を見ておられました。今、たつた保育園民間委託しました。で、その時にちょっとあれという意見ございましたので、栄養士1人を配置しました。これは充実しております。なおかつ民間委託の業者さんのほうでも栄養士を配置をしておられます、たつた保育園で。次、あわ保育園、この状態ですから、去年でまず保育園の栄養士というのは、今まで1人であったものが2人で、1人は臨時さんですけどもやっていただいておりますということもご理解いただきたいと思うんですわ。今まで1

人が両園見ておったと。今2人で両園を見るということで、なおかつ今、保健センターのほうでは、まず、例えば高脂血症等々、高血圧の病気、この指導をするというのは栄養士ではなくて、うち管理栄養士雇っておりますんで、これは栄養士の仕事ではないですんで、管理栄養士さん今3人交代で入っていただいております、それいつも保健センターのほうでもそういう面では充実しておりますので、これはご理解をいただきたいと思います。全体としては、栄養の指導の職員さんは、充実してやっておりますということをご理解をいただきたいと思います。

里川委員 一定理解はさせていただいておりますけれども、管理栄養士さんについても臨時職員さんですよね、あくまでもね。ですから、私としては、保育園についても、保育園の栄養士さんとして付いていただいて、そして本当にそういう清潔に保つこと、食育のこと、そういったことを先生も含めてですね、栄養士さんが十分両園を見ながらやっていってもら、私これは言いたくなかったんですが、東小学校の6年生が学年閉鎖をしなければならぬというような状況が起きました、先週。そういうことは、そういうことはやっぱりできたら防ぎたい。防ぐためにも小さい間から清潔に保っていくというようなことを、大変重要な指導である、子どもたちにそういうことを教えていく、きめ細かに教えていくということが重要である。で、小学校でも30人学級をしながら、そういうことも含めて丁寧にいろんな意味での教育をやっていただいているということは喜んでおりますが、それをより小さい間から教えるということは、とても重要なことである。幼児に教える、幼児教育っていうのは、保育園は教育ではないとおっしゃられるかも知れませんが、そうではない。保育所指針も幼稚園の指導要領と同じようなものが最近、ここ何年かの間では保育所指針も、幼稚園の指導要領も変わらなくなっているという中では、教育という部分では食育の部分でいろんなことをやっぱり指導していただける栄養士さんを、保育所そのものに持っているという、斑鳩町のそういう姿勢がやっぱり私はあるべきではないかというふうに思っておりますので、十分ご検討いただきたいということをお願いしま

して、臨時職員さんの数がまだ若干上回っていることについても、保育士の確保について難儀をする、そしていつまでも保護者の皆さんにきちっとした回答が出せないという状況になっているのではないかなという懸念はいたしますけれども、今後も更に町長の思っておられるように、福祉は後退させない、待機児童はなくしたいという思いで、精一杯保育所運営のほうやっていただけのように、お願いをしておきたいと思います。以上です。

委員長 それでは、他に何か質疑はございませんか。

 (な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

 (異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

 次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

 理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

 今委員会におきましては、平成24年度、町での焼却処理から業者委託によります処理に移行いたしました可燃ごみにつきまして、まだ、3月分の処理は残ってはおりますが、今年度の処理状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

平成25年2月末現在での可燃ごみの処理量につきまして、3,687.5tとなっておりまして、1か月平均にいたしますと、月335.2tとなっているところであります。

次に、可燃ごみの運搬状況でございますが、2月末までに6t積載コンテナ車で966台が最終処分場から三重県伊賀市まで運搬されておりました。月平均にいたしますと、1か月88台、1日平均にいたしますと、1日4台となっているところであります。この可燃ごみの処理状況につきましては、昨年9月議会におきまして8月までの状況としてご報告しております。その際の搬出台数は、1か月平均88台、1日あたり4台の搬出と、今回と同じ状況でありますので、ほぼこの搬出状況で定着しているものと考えているところであります。

なお、地元自治会の方も大変ご心配をされておりました、大型車通行によります事故につきましては、町内ではもちろんのこと、これまで運搬中の事故の発生はございません。また、今シーズンは、例年より積雪が多く、名阪国道も通行規制されたことがございましたが、前日の天気予報などから、積雪が予想される場合、普段より多くのコンテナを最終処分場内に配置しておくなどの処置によりまして、積雪の影響なく積替え作業ができているところであります。

平成24年度の可燃ごみの処理量につきましては、このままの状況で推移をいたしますと、約4,020tとなる見込みであります。

平成23年度の可燃ごみの処理量が、約4,075tでございましたので、平成24年度は、量にして55t、1.3%の減少となる見込みであります。この可燃ごみの減少分は、生ごみ堆肥化量の前年度からの増加分とほぼ同じ量となっているところであります。

また、平成22年度に可燃ごみから分別いたしました、木くず・草類のうち、家庭系につきましては、平成24年度は、前年度とほぼ同じ量で推移しておりますことから、木くず・草類分別につきましては定着してきたものと考えておりました。今後、可燃ごみの減量化を図っていくには、生ごみ分別収集世帯の増加が不可欠であると考えております。

そういった意味からも、平成25年度は、平成21年度に生ごみ分別

収集モデル事業を実施する際、目標を設定いたしました目標年次の年があります。

町長が施政方針の中でも述べておられましたように、平成25年度は、目標世帯3,000世帯での生ごみ分別収集の実施はもちろんのこと、1世帯でも多くの家庭でお取り組みいただけますように、さまざまな方法を活用いたしまして、生ごみ分別収集の必要性や分別収集に取り組むメリットといったことを住民の皆様にお伝えしていき、取り組んでいただける世帯を増やしていきたいと考えているところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ご意見もないようですので、以上で、継続審査については終わらせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

はじめに、(1) 国民健康保険の広域化について、理事者の報告を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、各課報告事項の(1)の国民健康保険の広域化につきまして、ご説明を申し上げます。

資料の1をご覧くださいませでしょうか。

国民健康保険は、ご存知のように、市町村単位で財政運営を行っておりますことから、被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きいことや医療機関の偏在によりまして1人当たり医療費に格差が生じるなど構造的な問題をかかえております。

被保険者にとっては、保険給付は全国共通であるものの、保険税は市町村ごとに大きく異なりまして、不公平感があります。これは先ほどの

構造的な要因に加えまして、市町村によって保険税の算定方式が異なることや保健事業、医療適正化策などの取り組みに違いがあるからでございます。こうした問題につきましては、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、国また県によります公費投入や財政調整が図られておりますけれども、充分とはいえない状況でございます。

こうしたことから、負担と給付の公平化、将来にわたり安定した制度運営を確保するためにも、国による一元化が図られる必要があります、その前段階として都道府県単位による広域化の推進が必要であり、奈良県におきましても、平成22年12月に、奈良県国民健康保険広域化等支援方針が策定されております。この広域化等支援方針は、広域化に向けた環境整備の完了を、概ね5年後の平成27年度を目途としております。

そして、この広域化等支援方針に基づき、平成24年1月の市町村サミットにおきまして、平成27年に、保険財政共同安定化事業がすべての医療費に拡充され、市町村国保のすべての医療費を県内全市町村が共同で負担することになりますため、収入面においても、県内市町村国保の総医療費支出を基に必要となる総保険料収入を見積もった上で、共通の保険料率を設定し、収入面においても県単位化を目指すことが確認されております。

そして、この確認事項を受けまして、今年度は、標準保険料のあり方および財政調整の方法等について協議を現在行っております。

それでは、資料の2ページをご覧くださいませでしょうか。市町村における標準保険料の導入についてでございます。

同一の所得、同一の家族構成であれば、居住する市町村に関係なく同一の保険料というのが本来の姿であります。現行では、県内の被保険者1人当たり保険料調定額は、平成24年度で、県内の最も高い団体、これは生駒市でございますけれども11万1,484円と、低い団体、これは下北山村でございますけれども4万8,914円となっております。比較しますと2.28倍の格差がございます。ちなみに斑鳩町8万8,603円でございます。

このため標準保険料率を設定する場合には、公平性を確保しつつ、で

きる限り現行の保険税と大きな差がないような保険税設定方法を探ることが重要になります。そして、この標準保険料導入につきましては、保険者は市町村のままであることから、市町村は、標準保険料を基準として条例で保険料率を定めることになっております。

標準保険料の算定方式につきましては、賦課方式を資産割無しの3方式、所得割・平等割・均等割ですけれども、と、後期高齢者医療制度と同じ2方式所得割と均等割ですけれども、にした場合、応能応益割合の組み合わせを55対45、そして50対50、そして45対55の3通りにした場合の市町村別、所得階層別の影響分析、また世帯人員別影響分析を実施し、これらの組み合わせパターンによりましてシミュレーションを行った結果、39市町村で1番影響の少ない組み合わせは、資産割をなくした3方式で応能応益割合を50対50にした場合という結果が出ております。

現在、この結果に基づきまして、平成24年度の各市町村別の税率に各市町村別の世帯別所得、また被保険者数データを乗じまして、軽減前賦課総額を算出し、その市町村合計を平成24年度の県全体の賦課総額とし、標準保険料を求めた場合、各市町村に収入面でどのような影響が出るかを検討しておりまして、保険料収入の減少する市町村につきましては、その影響を解消する財政調整が必要となり、また現在よりも保険料が急増する世帯につきましては、激変緩和措置が必要となってきます。

この保険料率の設定につきましては、全市町村で当初から統一した保険料率をもっていくのか、また後期高齢者医療保険料のように、一人あたり医療費に基づきまして、不均一保険料を導入し、段階的に保険料を統一するのかなど、引き続き検討していくことになっております。

それでは、次のページをご覧くださいと思います。

市町村国保の財政調整の基本的な考え方であります。

先ほど申しあげましたように、標準保険料を導入すると、保険料収入が減少する市町村が出てきます。その場合、県の調整交付金で調整するとされ、各市町村の支出見込み額から各市町村の収入見込み額を引いて調整対象基準額を算出し、全市町村一律の交付率を乗じて配分額を決定

するとし、その際、保険料収入については、収納努力に対する公平性の確保の観点から、保険者の規模に応じた予定収納率を基準として算出するとしています。この財政調整につきましても、各市町村の1人当たりの医療費に格差がある実態を踏まえ、何らかの差異を設けるべきではといった意見もあり今後の検討課題となっております。

次に、保険料が急増する世帯への対応です。10%を超えて保険料が上昇する世帯につきましては、激変緩和措置として上昇率を10%までに抑えるとして、これによる収入不足については、被保険者全体で広く、薄く負担をするということで、県全体の保険料総額に不足分を当初から上乘せをしておき、保険料率を設定して不足分を確保するといったことが検討されております。

下の表をご覧くださいと思います。下の表は標準保険料と現在の市町村別1人当たりの平均保険料との差額を表しておりまして、急激に増加する例として、上北山村を例にとってみますと、現状の保険料が7万7,903円となっておりますが、標準化により10万3,013円となり、2万5,110円の増加となり、上昇率は32.2%となります。これを激変緩和措置をすると現状より、7,584円の増加の8万5,487円となり、上昇率は9.7%に抑えられることとなります。

逆に、現状より相当に減少する例として、黒滝村の場合、現状の保険料が10万1,565円となっておりますが、標準化により9万3,635円となり、7,930円の減少となり、上昇率はマイナス7.8%となります。これを激変緩和措置をすると現状より、6,375円の減少の9万5,190円となり、上昇率はマイナス6.3%となります。

それでは、斑鳩町の場合はどうなるかと申しますと、現状が8万8,603円となっておりますが、標準化により、9万2,731円となりまして、4,128円の増加となります。上昇率は4.6%となります。これを激変緩和の措置を講じますと、現状より1,274円の増加の8万9,877円となり、上昇率は1.4%に抑えられることとなります。

最後のページをご覧くださいと思います。

市町村国保を一元化した場合の運営主体はどうなるのかということで

ございますが、県単位化した場合の機能分担イメージということで、平成27年度時点でのイメージ図、暫定を載せております。

保険者は現行法のとおり市町村とし、財政運営を県単位で行うとしており、県は、標準保険料率を設定し、これに基づく財政調整を行い、各市町村は標準保険料率に準拠して、条例で保険料率を決定し、賦課・徴収を行うとしております。

なお、斑鳩町の国民健康保険特別会計は、平成20年度に後期高齢者医療制度の導入に伴って保険税の値上げを行ったものの、平成23年度では約2,100万円の単年度赤字となっております。また平成24年度見込みでは約5千万円の赤字となる見込みで、累積赤字も約5億1千万程度になる見込みとなります。そうした中で、保険税の改定も考えなければならない時期でございますけれども、国民健康保険の広域化、県単位化の動きを見ながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

最後に、平成25年度の国民健康保険の広域化の実務者レベルでの会議では、これからも引き続き保険料の標準化導入に伴うさまざまな検討課題と、運営主体の協議が中心となっていくものと考えておきまして、国保の広域化につきましては、今後もこの委員会で引き続き報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。平成24年度に共同安定化事業を見直して、対象医療費20万円を超える、もともと30万だったものを20万超えるというふうな形にして、実績割40%、被保険者割60%ということで、奈良県の場合進めてきたと。この状況をこのまま27年度まで、あくまでもこの数字のままで27年度行くまでに続けられるのか、それとも、これは今後もまだ更にもっと引き下げはるところもあるからね。まだ引き下げてやろうというような動きがあ

るのか。ここに書いてあるように、新たな組織の設置や電算システムの導入をせずについていうことを謳ってあるんで、せえへんのやったらこういうことも可能かなと、割とやろうと思えば可能かなと思ったりするんで、どうなんだろうと。奈良県のほうではどういうふう to それを実証、20万を超えるというよりは、更にそれ、結局は最終的に完全な共同安定化事業というのが、いわゆる1円からやるというのが最終的なあれになりますからね。それやったらそれ20万を超えるというよりも、もうちょっと下げたやつで実績数字出していかはったほうがええんかなと思ったりするんやけど、その辺はどんな状況ですか。

国保医療課長 委員から申されましたように、平成24年度からこれまで共同安定化事業は30万円の医療費以上の分を20万に引き下げております。これは全国的に広域化を進める上で重要なものでございまして、ただ、全国を見ますとその共同安定化事業の引き下げというのは数件しかございません。全国ばらつきがございまして。そして国の国保法の改正によりまして、平成27年度以降は、全国一斉に1円以上にとということに取り組みをされています。奈良県におきましては、その間はその20万以下を下げるということは考えておりません。

委員長 他に、何か質疑、ご意見ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)第2期斑鳩町国民健康保険特定健康診査等実施計画について、理事者の報告を求めます。寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、各課報告事項の(2)の第2期斑鳩町国民健康保険特定健康診査等実施計画につきまして、ご説明申しあげます。

この特定健康診査の実施計画の策定につきましては、高齢者の医療に関する法律で、医療保険者は国が定める特定健康診査等基本指針に即し

て5年ごとに5年を1期として、特定健康診査等実施計画を定めるものとされており。当町におきましても、平成20年度に第1期の実施計画を策定したところでございますが、その計画期間が今年度末までとなりますことから、今回、平成25年度から平成29年度までの5年間の第2期実施計画の策定を進めてきたところでございます。

それでは、お手元に配布しております資料2の第2期斑鳩町国民健康保険特定健康診査等実施計画をご覧くださいませでしょうか。

実施計画における主要な部分につきまして、ご説明をさせていただきます。実施計画の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、ここでは、平成20年度から平成24年度の第1期計画の結果につきまして、現状と課題ということで、まとめさせていただいております。またご一読お願いいたします。

次に、7ページでございます。第2章、特定健康診査等の実施目標についてでございます。

国の基本指針で示された平成29年度における市町村国保の特定健康診査の実施率目標、特定保健指導の実施率目標はともに60%となっております。町の特定健康診査の実施目標につきましては、平成24年度の実施率を30%と見込み、平成25年度から段階的に毎年6%ずつ引き上げ、平成29年度に60%となるよう設定をしております。

特定保健指導の実施目標につきましては、平成24年度の実施率を20%と見込み、平成25年度から段階的に毎年8%ずつ引き上げ、平成29年度に60%となるよう設定しております。

次に、8ページでございます。

第3章、特定健康診査等実施対象者についてでございます。

特定健康診査の対象者は、健診実施年度中に40歳から74歳となる国民健康保険の加入者のうち、医療機関に入院中の方や妊産婦等を除いた方が対象となります。

次に、9ページでございます。第4章、特定健康診査等の実施方法についてでございます。

平成25年度以降につきましても、本年度と同じく、集団検診と個別

健診を実施し、集団検診については、保健センターで、個別健診につきましては、県内の健診委託医療機関で行うこととします。また、保健指導につきましては、保健センターで行います。

平成25年度からは、保険者独自の追加健診項目として、貧血検査、心電図検査を追加し、受診者全員に受けていただくこととなります。

最後に、14ページの第8章特定健康診査等の円滑な実施のためということで、受診しやすい体制づくりのために、本年度から実施しております特定健診とがん検診の同時実施につきまして、平成25年度以降も保健センターと連携し、実施することとしております。

詳細につきましては、省略させていただきますが、後程ご覧いただきますようお願いいたします。以上で、第2期斑鳩町国民健康保険特定健康診査等実施計画につきましての説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長

それでは次に、(3)第2期斑鳩町健康増進計画について、理事者の報告を求めます。西梶健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、第2期斑鳩町健康増進計画について、ご報告させていただきます。健康づくり推進協議会の委員皆様にご意見を賜り、取りまとめをさせていただきました。

お手元の第2期斑鳩町健康増進計画をご覧ください。表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

この計画は、1章から4章とし、第1章は計画の概要、第2章は評価、第3章は計画の目標と施策体系、第4章は計画の取り組みとしております。

1ページの目的ですが、この計画は、子どもから高齢者までの全ての

住民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、心豊かに生活できるよう、住民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な項目を示すもので、住民の健康寿命を伸ばすことや生活の質の向上を図ることを目的としています。基本理念につきましては、今日の健康を明日につなげ、健康で活力ある町をめざして、としています。本計画の期間ですが、この計画は、平成25年度を初年度とし、平成34年度までの10年間としております。また、計画の中間年には中間評価を行うとともに、平成34年度に最終評価を行い、さらに次の健康づくり施策の推進に反映するものとしております。

2ページをご覧ください。4.方針につきましては、(1)健康寿命を伸ばす(2)一次予防の重視と重症化予防(3)健康目標の設定(4)住民が主役の健康づくり(5)として、地域で支援する環境整備の重要性の、5つとしております。

次に、26ページからP47ページの第4章 計画の取り組みであります。健康的な生活習慣をつくる、生活習慣病の発症と重症化予防、生活の質の維持・向上に向けた健康づくり、健康づくりがしやすいまちづくり、の取り組みについて、目標や住民の行動指針、現状と課題、施策の方向、主な取り組み、指標と目標値について示しています。

26ページから35ページの健康的な生活習慣をつくるでは、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、喫煙、飲酒について、36ページから39ページ的生活習慣病の発症と重症化予防では、健診・生活習慣病、がん、と新たに、歯・口腔の健康を加えております。

40から44ページの、生活の質の維持・向上に向けた健康づくりでは、次世代と高齢者の健康について計画の取り組みを示しております。

詳細については、省略させていただきますが、後ほどご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成25年度から、この計画に基づきまして保健事業を展開し、住民皆様の健康の保持・増進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で、第2期斑鳩町健康増進計画についてのご報告とさせていただきます。

きます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

植村福祉課長。

福祉課長 福祉課から報告いたしたいことがございます。

福祉課からご報告いたしますのは、保育所におけます児童送迎用自動車の混雑の解消についてでございます。

保育所におきましての児童の送迎に関しましては、保護者の皆様に対して、かねてより、自動車での送迎をできる限り控えていただきたいことをお願いしてまいったところでございますが、しかしながら、保護者の方の勤務の状況や、特にあわ保育園におきましては保育室の増床等もあったことから、児童数及び送迎用の自動車が増加することは避けがたい実情にございます。送迎時の一部時間帯ではありますものの、生活道路に自動車が停車するという事態が見受けられるようになってきております。このような状況を鑑みるなか、児童や周辺住民の方の安全の確保という観点からも、駐車スペースの確保が必要になってきているものというふうに考えているところでございます。

まず、あわ保育園についてでございますが、保育園周辺におきましてそれらの場所を確保するため、現在、地権者との話し合いを行っているところでございます。詳細な要件におきまして、話がまとまり、また周辺環境が整いましたならば、駐車スペースとして整備をしたいというふうに考えているところでございます。

また、これに合わせまして、たつた保育園につきましても駐車スペースを確保して、保護者の方にその利用を呼びかけていきたいというふうに考えているところでございます。

本日、本委員会につきましては、この送迎用自動車の混雑の解消に向けた、その方向性ということのご報告とさせていただきたいと思いますがけれども、採りうる方策がまとまりましたならば、改めてその旨を委員会に報告いたしたいと考えておりますとともに、平成25年度の年度途中であっても、対応してまいりたいと考えているところでございますので、その際には委員皆様のご理解、ご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 他にどなたか、質疑、ご意見等はございませんか。

(な し)

委員長 それでは、他に理事者側から報告は。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、国保医療課から1点ご報告申し上げます。

課長 特定世代に係る国民健康保険税の軽減特例措置の延長等についてでございます。

平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、国保世帯の被保険者が国保と高齢者医療に分かれることになっても、従前と同程度の国保税の負担となるように講じている軽減特例措置について、25年度以降も延長して行われる予定でございます。具体的には国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期後継者医療制度に移行する場合、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するもののほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間の2分の1減額する現行措置に加え、その後の3年間、4分の1軽減するものでございます。

これらの改正につきましては、地方税法及び地方税法施行令の改正が前提となるものでございまして、現在、通常国会に提出予定の地方税法改正案などに関連規定を盛り込み、年度内の公布をめざしておりますが、これまでの例からみえますと、今議会の開会中に地方税法の改正が行

われることについては、その可能性は低いと思われまことから、地方税法の改正が遅れた場合は、専決処分をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

委員長 今の件について、何か質疑、ご意見があればお受けいたしますが、ございませんか。

(な し)

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。
続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けをいたします。

里川委員 ちょっと、いくつかあるんですけども。まずひとつ、えらい来年度、25年度の予算もまだ議決されてないんですけども、ひとつだけ気になっているのが、心身ふれあいの集い、いつも8月の初めの日・月で行ってるんですけども、今年は8月5日が月曜日になってまして、虹の家さんのチャリティーコンサートと通常どおりの日程でいけば、重なってしまうというようなことになっているんですけども、町の考え方としては、それは避けていただくだろうというふうに思っているんですが、避けた場合ですね、どちらかという前倒しというふうに考えてていいのかどうか、その辺はどんなものでしょうか。

委員長 小城町長。

町長 前倒しというよりも、だいたい虹の家がございいますから、7月の28、29を検討いたしているということで、一応来年度の25年度の予算の関係等ありますけども、4月になったら概ね早く、1日里親、あるいはまた、ふれあいの集い、あるいは障がい者の関係等については日程を決めたいと思っております。

里川委員 わかりました。よろしく申し上げます。そして、これもちょっと個別の問題なんですけれども、たつた保育園に、私、ちょっと孫がおるものですから、行く機会が多いですが、雨降った後ですね、園庭が北側はきれいに乾いているんですけど、南側がもう水溜りがいっぱいべちゃべちゃで、なかなか大変やなど、見るからにね。結局、北側に行くにも南側のべちゃべちゃを通過してしか行けないというような状況があって、私は教育委員会のほうにも今申しあげてますけれども、小学校なんかの運動場でしたら、すごく水はけがいいんですね。それと同じように、小さい子どもたちにとって、私たち公園の問題とかもいつも言ってます。家でも外で元気よく遊ばせたいけど遊ばせにくいような状況のある中で、せめて集団生活の中では、できるだけ、そういう外で遊ぶっていう、外でいろんな体を動かすということ、保育園や幼稚園でも積極的に取り入れてやってあげてほしいと、子どもたちの体力の低下、運動能力の低下が言われている中で重要なことだと思っております。ですから、非常にそのことで、見てて気になりまして、あれ何とかならないのだろうかとか、ちょっと幼稚園行った時に見ましたら、幼稚園は細い溝がね、端にずっととってあって、そこに水が流れるようになっているんですが、たつた保育園は見てましたら、そういう溝っていうのは取ってないんですね、全然。ですから自然に土の中に吸収するのを待とうという、そういうような園庭になっているような気がするんですけど、何か少し大掛かりではなくとも、何か少し改善して子どもさんたち、外で元気よく、できるだけ外で遊ばせてあげる、これからまただんだん暖かくなってきますのでね、そういうふうな取り組みをしてあげてほしいと思うんですけども、状況としては、園庭の状況としては、そういう状況やということは掴んでいただいておりますでしょうか。

町 長 こないだも、東幼稚園のところでお茶会がございましたから、そこへ行きますと、そういう園長からもご指導をいただいておりますね、そういう関係等については教育委員会のほうも砂を入れるのか、あるいはそうい

うことを調べるのか、ただ、今年は特に極端には氷点下という時があって、そして昼間ぬくなってきたら下から水湧きますから、そういうことは健民グラウンドでも一時ありましたように、そういうことも一部分あるやろうと。しかしまあ現状はきれいに均すことが一番大事だろうと。ただ、たつた保育園の場合は、運動場を買い増しをしてますから、そういう点では水路はないというような感じですけども、それもいっぺん現状を十分把握してですね、雨降った日とか、あるいはまたその明くる日が晴れて、そういう状況がどうなっているのか、そういうことの調査は当然すべきだと思っております。

里川委員 よろしくお願ひします。やっぱり子どもたち、健全な子どもたちの成長を願っておりますので、また調査の方お願ひします。

それとですね、あと最後に以前から、私、子育て新システムっていうことで、子ども子育て関連法の関係のいろんなことを申しあげてきた経過があるんですけども、その後の動向ですね、どんなふうになっているんだろうか。この予算書見ましたら、子ども子育て支援事業計画の策定ということで、272万円というのが上がっております、これらは一種の動向なのかなというふうには思っているんですが、その辺ちょっと国の通知や県との絡みの中で、どこまでどないなっているのかということだけ、ちょっと教えていただけたらと思うんですが。

委員長 植村福祉課長。

福祉課長 子ども子育て支援法につきましては、子ども子育て会議の設置ですとか、保育の需要・供給の状況の把握を除いては、その施行日がまだ明らかになっておりません。しかしながら県の説明では、次世代育成行動計画の周期との兼ね合いから、平成27年4月施行を想定して、それに向けた準備作業を行っていくべきだということで、スケジュールなどの説明を受けているところです。ご承知のように、市町村は制度施行にあたりまして、子ども子育て支援事業計画を策定する必要がありますので、

そういうことから、この25年度からニーズ調査を行って、その後それらをまとめた上で、本町の子ども子育て支援事業の量、ボリュームの見込みでありますとか、サービスのあり方を検討していくということになりますのと、その際に合議制の会議、市町村版の子ども子育て会議を設置すると、これは努力義務ですけれども、そうなっております。本町におきましては、25年度予算におきまして、まずはニーズ調査の経費を計上させていただいているというところです。

今、国の動向として、私ども把握しておりますのは、国において、25年度から国の子ども子育て会議において、さまざまな検討を始めると、これから始めるということで、この会議では、法律に定めます基本指針の骨格でありますとか、ニーズ調査の項目について議論されることとなっております。今のところ夏を目途に基本指針の文案でありますとか、ニーズ調査表の案とか、その手引きですね、などを定めて市町村へ提示するという予定を聞いておりますので、実際、私どもが具体的に取り組みを始めるというのは、それを待ってからということになるものと思っております。

里川委員　　そこでですね、今、話を聞いてて、2つだけ疑問があるんですが、次世代育成支援計画の終了と合わせてということなんですが、次世代育成支援計画なんかは、私も当初から会議の傍聴なども行かせていただいて、計画策定に見させていただいてきましたけれども、次世代育成の中には青少年、結構年齢の高い若者も含めた形での計画をつくってきたと思うんですが、子ども子育てということになると、その年齢的な幅が狭まるのかなど。そしたら青少年問題というのは、こっちに入らなくなってくるのだろうか、どうなるんだろうかというのが1点。それともう1点、この272万という予算計上がされておりますが、私自身、予算書を見る限りでは、この272万のお金の出所がわからないんですが、これは町が町単で一般財源で対応せんとあかんものなのか、それともこの分については交付税で算入されるのか、県負担金、国負担金や、補助金にはまるでなかったと思っておりますので、こんなん丸々町で持ちなさいって言わ

れんならんものやったら、ちょっとえらいこっちゃなと思うしね。その辺どないなってますやろか。

植村福祉課長 次世代育成計画との、まず関係ですけども、子ども子育て支援法の付則の中に、検討というのがありまして、政府は平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする、という文面があります。ですから次世代育成計画は丸々子ども子育て支援計画に移るというイメージではないみたいなんですけど、しかし、保育に係る部分というのは、重複する部分がありますから、市町村の次世代育成支援行動計画がですね、期間満了後どうするかということも含めて、この25年、26年の間には出てくるものと思っておりますので、まだその計画とどう区別するかというのは、ちょっとわかってはおりません。

それからアンケートにつきましては、緊急雇用創出事業の交付金で対応をさせていただくということでございます。

里川委員 そしたら緊急雇用対策で、その分の人件費を取って、そしてこの調査にあたるというような考え方でいいんですか。それは、どういう。

委員長 池田副町長。

副町長 今回、国の緊急雇用の交付金につきましては、すべて委託事業にしないよと。町が雇う分ではあきませんよということになっておりますので、すべて委託事業にしますよと、で、委託業者はその2分の1以上を新規雇用しないよという条件になっておりますので、町のほうでアンケートを実施するわけではございませんで、すべて委託するということがございます。そういう条件になっております。

里川委員 そしたらすいません。まだこれ議決済んでませんけどね。委託される先というのは、だいたいこういう子育て関係のよくわかったような、そ

ういう事業者さんというの、私、全然頭の中で想定できないんですけど、
どういうところがあるんでしょうね、こんなん。全く頭に浮かんでこ
ないんです、私。どうなんでしょう。

副町長 子育てだけの、例えばそのコンサル業者というのは、もうはっきり言
ってごさいません。ですから、町づくり計画とか、都市計画、また福祉
計画の策定するコンサル業者がごさいます、やはりそういうところに委
託するとなつてこようかと考えております。

里川委員 国がね、夏を目途にニーズ調査などの必要な項目とか、いろんなこと
を示してくるやろうということなんです、多分、今言わはったように、
委託先についてはコンサル、コンサルというのはこういう部分、私のイ
メージからいくと、どうも弱いような気がして仕方ないんです。町づく
りであったり、箱物であったり、観光であったり、そういうのは結構あ
れかもわかりませんが、こういう子育て関係のきめ細かなところにつ
いては、コンサル任せではちょっと心配やなつていうのもありますので、
十分委託をするにしても、担当者が細かい協議をきちっとしながら進め
ていていただけるようお願いだけしておきたいと思ひます。

以上です。

委員長 他に、質疑等はごさいませんか。

(な し)

委員長 以上で、その他についても終わります。

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員
会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することに
ご異議ごさいませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。

(午後 2 時 4 4 分 閉会)